

令和 4 年 9 月 1 日

議 案 参 考 資 料

9 月 定 例 会 議

常 総 市



◎議案第10号 常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

市長、副市長及び教育長の給料の額及び旅費は、常総市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例で定められておりますが、厳しい財政状況を踏まえ、別に定める常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例により、これら特別職の給料の額をそれぞれの任期において、1割減額するとともに、旅費についても一般職員に係る規定を適用することとし、減額しているところゝです。

本案は、常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例で定める教育長の給料の額に係る特例の期限が本年9月30日までであることから、引き続き、これを令和7年9月30日まで延伸するとともに、旅費の特例についても、その期限を同日まで延伸する改正を行うものゝです。

〔参考：減額前の給料月額及び特例条例による減額後の給料月額の比較〕

区分	減額前	特例条例による減額措置	減額後	
			比較	減額対象期間
市長	870,000円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     減額率：10/100                 </div>	783,000円 △87,000円	令和2年8月3日 ～令和6年8月2日
副市長	720,000円		648,000円 △72,000円	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日
教育長	660,000円		594,000円 △66,000円	令和4年10月1日 ～令和7年9月30日

○常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例

平成15年3月28日

条例第3号

(市長の給料の額の特例)

第1条 市長の給料の月額は、平成28年8月3日から令和6年8月2日までの間においては、常総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年水海道市条例第15号。以下「特別職給与等条例」という。)第3条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第1に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(副市長の給料の額の特例)

第2条 副市長の給料の月額は、平成26年12月1日から令和7年3月31日までの間においては、特別職給与等条例第3条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第1に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(教育長の給料の額の特例)

第3条 教育長の給料の月額は、平成19年7月1日から~~令和4年9月30日~~令和7年9月30日までの間においては、特別職給与等条例第3条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第1に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(旅費の特例)

第4条 市長、副市長及び教育長の旅費は、平成22年10月1日から~~令和7年3月31日~~令和7年9月30日までの間においては、特別職給与等条例第7条第1項及び第8条ただし書の規定にかかわらず、常総市職員の旅費に関する条例(昭和32年水海道市条例第13号)第15条から第18条までの規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、~~令和7年3月31日~~令和7年9月30日限り、その効力を失う。

中略

附 則（平成 28 年条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の規定は、平成 28 年 8 月 3 日から適用する。

附 則（平成 30 年条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 3 条の規定は、平成 28 年 12 月 13 日から適用する。

附 則（令和元年条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の規定は、令和 2 年 8 月 3 日から適用する。

附 則（令和 3 年条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 11 号 常総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」について、人事院規則が改正され、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置が講じられることに伴い、国家公務員と同様の措置を講ずるために必要となる改正を行うもので、その概要は次のようなものとなります。

**1 育児休業の取得回数制限の緩和等**

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、同一の子について原則 1 回までの育児休業が原則 2 回まで取得可能となります。これに伴い、再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関連する規定の整備を行います。

**2 非常勤職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件の緩和**

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が 1 歳 6 箇月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、子の出生後 8 週間以内に育児休業をしようとする場合にその要件を緩和するため規定の整備を行います。

**3 非常勤職員の子が 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化**

非常勤職員の育児休業の対象期間は原則として子の 1 歳到達日までであります。一定の要件を満たす場合にあっては子の 1 歳 6 箇月到達日又は 2 歳到達日までとすることが可能となっております。

この場合において、子が 1 歳以降の育児休業の取得を柔軟化するため、その要件の整備を行います。

条例改正の概要は、以上となります。

地方公共団体の職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件については、地方公務員法の規定により国家公務員の措置との均衡を踏まえることが求められていることから、いずれも国家公務員と同様の措置を講ずるもので、令和 4 年 10 月 1 日から施行するものです。

○常総市職員の育児休業等に関する条例

平成4年3月26日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成28年常総市条例第1号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
- (3) 常総市職員の定年等に関する条例（昭和59年水海道市条例第2号。以下「職員の定年等に関する条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（~~第2条の4の規定に該当する場合には、~~当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6箇月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合には当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員
- (イ) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員

~~イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）~~

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする非常勤職員

~~ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの~~

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が 1 歳 2 箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の 1 歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1 歳から 1 歳 6 箇月に達するまでの子を養育する ~~ため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の 1 歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合~~ （当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の 1 歳 6 箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

アイ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、~~非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される~~

~~日~~を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次のいずれにも該当するとき非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

~~(1)~~(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

~~(2)~~(3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

~~（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）~~

~~第2条の5—育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。~~

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業（常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年水海道市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第14条の規定による特別休暇をいう。以下同じ。）を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

~~(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）~~

~~(6)~~ (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

~~(7)~~ (6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4前条の規定に該当すること。

~~(8)~~ (7) その任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業

~~に係る子について、当該任期がものが、当該任期を~~更新され、又は当該任期の満了後~~に特定職に引き続き引き続き~~特定職に採用されることに伴い、~~当該任期の末日当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される当該採用の日を~~育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第 3 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57 日間とする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第 4 条 育児休業法第 3 条第 2 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

#### 中略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第 3 条第 1 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第 12 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第 3 条第 2 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終

了したこと。

- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第 12 条第 2 号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3 月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について~~育児休業等計画書~~育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）に限る。）。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

#### 中略

(市規則への委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。  
(水海道市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止)
- 2 水海道市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和 51 年水海道市条例第 13 号）は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和 50 年法律第 62 号）に基づく育児休業の期間のうち、この条例の施行の日前の期間に係る給与に関する取扱いについては、なお従前の例による。

#### 中略

附 則（令和元年条例第 19 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定（常総市職員の育児休業等に関する条例第 7 条、第 8 条及び第 18 条の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 5 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 10 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

◎議案第 12 号 常総市税条例等の一部を改正する条例について

この条例は、令和 4 年度税制改正による地方税の改正に伴い、必要となる改正を行おうとするものです。

個人住民税につきまして、所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別控除を個人住民税から控除する住宅借入金等特別税額控除においては、控除の対象となる居住年が「平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から令和 3 年までの各年である場合に限る。」と定められておりましたが、この期限を「令和 7 年まで」として 4 年間延長する改正が行われました。この改正につきましては、令和 5 年 1 月 1 日から適用されることとなります。

また、これら地方税法の改正に伴い、市税条例において必要となる用字用語、条項等の整備を行うものです。

○常総市税条例

昭和33年10月11日  
条例第13号

目次 略

第1章 総則

第1節 通則

(課税の根拠)

第1条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

中略

(納税証明書の交付手数料)

第20条の4 法第20条の10の納税証明書の~~交付手数料交付~~(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、常総市手数料条例(平成12年水海道市条例第21号)の規定により徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。

2 前項の納税証明書の件数の計算については、年度、税目、証明事項等を基準として常総市手数料条例で定める。

中略

(所得割の課税標準)

第33条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で、特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第35条の2において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

~~4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで)に提出さ~~

~~れた次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。~~

~~(1) 第37条の2第1項の規定による申告書~~

~~(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）~~

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第35条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

~~6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。~~

~~(1) 第37条の2第1項の規定による申告書~~

~~(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げ~~

~~る申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。~~

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

中略

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第35条の2 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額とみなして、前項の規定を適用する。

中略

（市民税の申告）

第37条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公

的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの）に係るものを除く。）若しくは~~法第314条の2第4項~~同条第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第26条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則~~第2条第4項ただし書~~第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 略

第37条の3 第25条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、

前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書扶養親族等申告書）

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

~~(2)(3)~~ 扶養親族の氏名

~~(3)(4)~~ その他施行規則で定める事項

2～5 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書扶養親族等申告書）

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第54条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者）を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得

税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

~~(2)~~ (3) 扶養親族の氏名

~~(3)~~ (4) その他施行規則で定める事項

**【第2条による改正に係る対比（令和6年1月1日施行分）】**

所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第54条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条

の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経路すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経路すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

中略

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和33年度分の市税から適用する。ただし、市民税の税率は昭和34年度から、木材引取税の税率は昭和33年7月1日から適用する。

中略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第13条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株

式等に係る配当所得等の金額」という。) に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第24条第1項の規定は、適用しない。

~~2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。~~

~~(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合~~

~~(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。~~

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第13条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第35条まで、第35条の2第1項、附則第24条第1項、附則第24条の3第1項及び附則第24条の3の2第1項の規定の適用

については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第35条、第35条の2第1項、附則第24条第1項、附則第24条の3第1項及び附則第24条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第13条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(4) 附則第6条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

#### 中略

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第24条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条及び第35条の2第1項の規定の適用については、第35条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第24条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第24条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する

年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税の住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

- 第24条の3の2 平成22年度から令和15年度令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第35条及び第35条の2第1項の規定の適用については、第35条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第24条の3の2第1項」と、第35条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第24条の3の2第1項」とする。

#### 中略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

- 第25条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が2千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2千万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、~~第37条の8又は第37条の9~~又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

#### 中略

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第28条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の

金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 略

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

~~4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。~~

~~(1) 第37条の2第1項の規定による申告書~~

~~(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）~~

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第28条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

## 2 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

~~4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された~~

~~事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。~~

~~(1) 第37条の2第1項の規定による申告書~~

~~(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）~~

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第35条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第28条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の年分の所得税に係る同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（~~条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。~~）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

中略

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第31条の3 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。~~次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。~~）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻

しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

~~（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）~~

~~第31条の4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第24条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。~~

~~2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第24条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。~~

（石下町の編入に伴う経過措置）

第32条 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、石下町税条例（昭和47年石下町条例第16号）の規定により課した町税又は課すべき町税については、なお石下町税条例の例による。

2 編入日前に、石下町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日前になされた石下町税条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお同条例の例による。

附 則（昭和34年条例第6号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年度分の固定資産税から適用する。

2 改正前の市税条例の規定に基づいて課した、又は課すべきであった固定資産税については、なお従前の例による。

中略

附 則（令和4年条例第8号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例の規定による改正後の常総市税

条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第 号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中常総市税条例第33条第4項及び第6項、第35条の2第1項及び第2項並びに第37条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第13条の3第2項、第28条の2第4項並びに第28条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（常総市税条例の一部を改正する条例附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定  
令和6年1月1日

(2) 第1条中常総市税条例第20条の4第1項の改正規定及び次条の規定  
令和6年4月1日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の常総市税条例（次条第1項及び第2項において「新条例」という。）第20条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の常総市税条例（次項において「旧条例」という。）第37条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の常総市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

別表 略

常総市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月16日

常総市長 神 達 岳 志

常総市条例第14号

常総市税条例の一部を改正する条例

常総市税条例(昭和33年水海道市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」を加え,同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」に改め,同項第5号及び第6号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」を加え,同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」に改め,同項第8号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」を加え,同項第10号中「もの」の次に「,出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第37条の3の3第1項中「~~控除対象扶養親族を除く~~」を「年齢16歳未満の者扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え,「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。

附則第6条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第12条の2中第25項を第26項とし,第24項を第25項とし,第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は,3分の1とする。

附則第23条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 常総市税条例第26条第2項及び第37条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第6条の3第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (2) 附則第3条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (3) 常総市税条例附則第12条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の常総市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の常総市税条例第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分第26条第2項及び第37条の3の3第1項並びに附則第6条の3第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。次号において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用

期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を  
含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第12条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法  
第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等  
(以下この項において「中小事業者等」という。) が取得(同条に規定する取  
得をいう。以下この項において同じ。) をした同条に規定する特例対象資産  
(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に  
規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契  
約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資  
産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属  
設備にあつては生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日  
以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年  
法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当  
する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受け  
た場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する附則第1条第2号  
に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1  
日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税に  
ついて適用する。

◎議案第 13 号 証明書自動交付機の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について

本案は、本庁舎及び石下庁舎に設置している証明書自動交付機の廃止に伴い、証明書自動交付機に係る規定を削除する必要があることから、所要の改正等を行うものです。

1 証明書自動交付機の廃止の理由

証明書自動交付機については、機器本体や補修用の部品等の製造が中止となり、その維持管理が困難となったことにより継続使用が見込めない状況から、令和 6 年 3 月 31 日をもって、運用を廃止することといたします。

証明書自動交付機が廃止となる令和 6 年 4 月 1 日までに、マイナンバーカードの取得を推進しまして、コンビニ交付の利用の拡大を図ってまいります。

2 条例の改正等の概要

(1) 常総市印鑑条例の一部改正

証明書自動交付機の廃止に伴い、条例中の証明書自動交付機に関連する規定を削除する改正を行います。

(2) 常総市多機能磁気カードの発行等に関する条例の廃止

証明書自動交付機は、印鑑登録証明書の交付に加え、住民票、所得証明書、課税証明書等の交付を受けることができます。

多機能磁気カードは、証明書自動交付機でこれらの証明書等の交付を受けることを可能とするため、印鑑条例に基づく印鑑登録証としての機能のほか、証明書等の交付請求者を識別するための機能を付加しております。

証明書自動交付機の廃止に伴い、多機能磁気カードとしての機能及びその発行が不要となることから、この条例は廃止するものです。

なお、多機能磁気カードについては、条例の廃止後は、印鑑登録証として、引き続き、市役所窓口で印鑑登録証明書を取得するときに使用することとなります。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

○常総市印鑑条例

昭和 57 年 3 月 25 日

条例第 1 号

水海道市印鑑条例（昭和 32 年水海道市条例第 18 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるものとする。

中略

（印鑑登録証）

第 6 条 市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する印鑑登録証（印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）について、その者を識別するための情報を記録する磁気を付した樹脂製の書面をいう。以下同じ。）を直接、印鑑登録者又はその代理人に交付するものとする。

2 印鑑登録証には、登録番号を記載するものとする。

中略

（印鑑登録証明書の交付申請）

第 12 条 印鑑登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、第 3 条第 2 項中「登録申請者」とあるのは「印鑑登録者」と、「委任の旨を証する書面を添えて、代理人」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

~~（証明書自動交付機による印鑑登録証明書の交付申請）~~

~~第 13 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら印鑑登録証を使用して、証明書自動交付機（常総市多機能磁気カードの発行等に関する条例（平成 10 年水海道市条例第 10 号）第 2 条第 1 号に規定する証明書自動交付機をいう。）により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。この場合において、印鑑登録証明書の交付に関し必要な手続は、市規則で定める。~~

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

~~第 13 条の 2~~ 第 13 条 ~~前 2 条~~ 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら個

人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構（地方公共団体情報システム機構法（平成 25 年法律第 29 号）第 1 条に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。）と契約した民間事業者が設置する端末機であって、本市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。この場合において、印鑑登録証明書の交付に関し必要な手続は、市規則で定める。

中略

（委任）

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の水海道市印鑑条例第 2 条の規定により印鑑の登録を受けている者については、この条例の施行の日から昭和 58 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例により印鑑の証明をすることができる。ただし、その者の印鑑についてこの条例による改正後の水海道市印鑑条例第 4 条第 2 項の規定により登録がなされたときは、この限りでない。

（石下町の編入に伴う経過措置）

3 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、石下町印鑑条例（昭和 57 年石下町条例第 4 号）の規定により登録されている印鑑は、この条例の規定により登録されたものとみなす。

4 前項の規定により登録されたものとみなされた印鑑に係る印鑑登録証を有する者は、編入日後も当該印鑑登録証により登録の証明を受けることができる。

中略

附 則（令和 2 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○常総市多機能磁気カードの発行等に関する条例

平成10年6月22日

条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、市が発行する証明書等を証明書自動交付機及びその他の電子計算機の端末機を利用して交付する場合において、市民が使用する多機能磁気カードの発行等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 証明書自動交付機 市が保有する電子計算機と電気通信回線で接続された証明書等の交付のための専用の端末機をいう。
- (2) 多機能磁気カード 個人を識別するための情報を記録する磁気を付した樹脂製の書面をいう。

(用途)

第3条 多機能磁気カードは、その交付を受ける者の申請に基づいて次に掲げる機能を付加することができるものとし、当該機能ごとの用途に使用することができる。

- (1) 常総市印鑑条例（昭和57年水海道市条例第1号）第6条に規定する印鑑登録証
- (2) 自己又は自己と同一世帯に属する者に係る住民票の写しの交付を請求する場合における請求者を識別するための機能
- (3) 自己に係る次に掲げる証明書の交付を請求する場合における請求者を識別するための機能
  - ア 所得証明書
  - イ 市民税・県民税課税証明書
  - ウ 市民税・県民税非課税証明書

(名称)

第4条 多機能磁気カードの名称は、じょうそう市民カード（以下「市民カード」という。）とする。

(交付資格)

第5条 市民カードは、本市の住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者をいう。）1人につき

1 枚交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民カードの交付を受けることができない。

(1) 年齢 15 歳未満の者

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

(暗証番号)

第 6 条 市民カードの交付を受けようとする者であって、証明書自動交付機を利用しようとするものは、市規則で定めるところにより第 3 条各号に掲げる機能ごとに自己が使用する暗証番号を届け出なければならない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

(石下町の編入に伴う経過措置)

2 石下町の編入の日前に、石下町印鑑条例（昭和 57 年石下町条例第 4 号）の規定により印鑑登録証を有する者が、当該印鑑登録証と引き換えに、この条例の規定に基づく市民カードの交付を初めて受けるときは、水海道市手数料条例（平成 12 年水海道市条例第 21 号）の規定にかかわらず、無料とする。

附 則（平成 12 年条例第 3 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 85 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の水海道市多機能磁気カードの発行等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により交付された市民カードは、この条例による改正後の水海道市多機能磁気カードの発行等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により交付されたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づく市民カードを有する者が、当該市民カードと引き換えに、改正後の条例の規定に基づく市民カード

の交付を初めて受けるときは、水海道市手数料条例（平成 12 年水海道市条例第 21 号）の規定にかかわらず、無料とする。

附 則（平成 24 年条例第 3 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

5 この条例の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の常総市多機能磁気カードの発行等に関する条例第 5 条第 1 項第 2 号に規定する資格に基づき多機能磁気カードの交付を受けている者（以下「外国人住民多機能磁気カード保有者」という。）であって、この条例の施行の日において住民基本台帳法の規定に基づく本市の住民基本台帳に記載されているものは、第 3 条の規定による改正後の常総市多機能磁気カードの発行等に関する条例第 5 条第 1 項に規定する資格に基づき多機能磁気カードの交付を受けた者とみなす。

6 前項の場合において、外国人住民多機能磁気カード保有者であって、この条例の施行の日において住民基本台帳に記載されなかったものが保有する多機能磁気カードに関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（平成 27 年条例第 35 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の常総市多機能磁気カードの発行等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により交付された多機能磁気カードは、この条例による改正後の常総市多機能磁気カードの発行等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により交付されたものとみなす。

3 前項の規定により改正後の条例の規定により交付されたものとみなされる多機能磁気カード（以下「継続多機能磁気カード」という。）は、改正後の条例第 3 条第 3 号に掲げる機能を新たに付加されるものとする。ただし、当該継続多機能磁気カードを保有する者が特段の意思表示をしたときは、この限りでない。

4 前項本文の場合において、継続多機能磁気カードに新たに付加されることとなる機能に係る暗証番号については、改正後の条例第 6 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める暗証番号を届け出たものとみ

なす。ただし、当該継続多機能磁気カードを保有する者が特段の意思表示をしたときは、この限りでない。

(1) 改正前の条例第 6 条の規定により第 3 条第 1 号に掲げる機能に係る暗証番号を届け出ているとき 当該暗証番号

(2) 改正前の条例第 6 条の規定により第 3 条第 2 号に掲げる機能に係る暗証番号を届け出ているとき（前号に掲げる場合を除く。） 当該暗証番号

附 則（令和 2 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第14号 訴えの提起について

◎議案第15号 訴えの提起について

議案第14号及び議案第15号につきましては、民事訴訟法の規定による支払督促の申立てに係るものです。

まず、議案第14号について御説明いたします。

相手方は、住宅資金貸付金の借入者及びその連帯保証人ですが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものです。

次に、議案第15号について御説明いたします。

相手方は、住宅資金貸付金の借入者の連帯保証人です。

主債務者である借入者は自己破産をしたことから主債務は免責となるものの、自己破産の効力は連帯保証人には及ばないこととされており、

したがって、連帯保証人は、引き続き保証債務を負担する義務を負っておりますが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものです。

支払督促については、債務者がその送達を受けた日から2週間以内に民事訴訟法の規定による督促異議の申立てをしない場合等にあつては支払督促が確定判決と同一の効力を有することとなり強制執行をすることができることとなりますが、この期間内に督促異議の申立てがなされた場合にあつては同法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされ、通常訴訟に移行することとなるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議会の議決が必要となることから、あらかじめ議会の議決を求めるものです。

◎議案第 16 号 常総市介護保険条例の一部を改正する条例について

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、介護保険料の減免を行う旨の方針が示されたことを踏まえ、国の財政支援の対象となる基準に基づき、令和 3 年度と同様に今年度も当該減免を実施するための改正を行うものです。

減免の対象となる介護保険料は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日が設定されている保険料といたします。

なお、介護保険料の減免の額は、前年度と同様のものとなります。

○常総市介護保険条例

平成 12 年 3 月 27 日

条例第 14 号

目次 略

第 1 章 市が行う介護保険

第 1 条 常総市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第 2 条～第 15 条 略

(保険料の減免)

第 16 条 市長は、前条第 1 項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による保険料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の 15 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料

(3) 減免を受けようとする理由

3 第 1 項の規定により減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第 17 条～第 24 条 略

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条の規定は、公布の日から施行する。

第 2 条～第 11 条 略

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第 12 条 令和 2 年 2 月 1 日から ~~令和 4 年 3 月 31 日~~ 令和 5 年 3 月 31 日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第 1 号被保険者の資格を

取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第16条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第16条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第13条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規

定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

中略

附 則（令和 3 年条例第 16 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 12 条第 1 項及び次項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和 2 年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第 12 条第 1 項の規定の適用については、同項第 2 号イ中「令第 22 条の 2 第 1 項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 38 1 号）第 7 条の規定による改正前の令第 22 条の 2 第 1 項」とする。

附 則（令和 4 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 12 条第 1 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

◎議案第 17 号 常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免措置については、令和 2 年度から実施しているところですが、今年度も引き続き国から財政支援が行われることとされ、当該財政支援の算定基準についても示されたことから、国の財政支援の対象となる国民健康保険税について減免を行うこととし、減免申請書の提出期限の特例に係る規定を改めるほか、用語の整合を図る改正を行います。

減免の対象となる国民健康保険税は、原則として令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日が設定されている令和 4 年度分の国民健康保険税といたしますが、令和 3 年度末に国民健康保険の資格を取得した者からの届出が令和 4 年 3 月以降になされた場合は、同年 3 月分の国民健康保険税についても、同様に減免を行うことといたします。

なお、既に徴収しているものがある場合は、遡って減免を行うことといたします。

○常総市国民健康保険税条例

昭和 34 年 6 月 28 日

条例第 13 号

(納税義務者)

第 1 条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして、国民健康保険税を課する。

中略

(国民健康保険税の減免)

第 23 条の 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。

(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 当該年の所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者

(3) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納税義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65 歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により被保険者となった者に限る。）の被扶養者であつた者

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定による被保険者（同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。）

(イ) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による被保険者

(ロ) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく共済組合の組合員

(ハ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(ニ) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を

受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。)

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第 1 項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(国民健康保険税に関する申告)

第 24 条 国民健康保険税の納税義務者は、4 月 15 日まで（国民健康保険の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から 15 日以内）に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第 317 条の 2 第 1 項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第 24 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(国民健康保険税の納税通知書)

第 25 条 国民健康保険税の納税通知書の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第 26 条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、常総

市税条例（昭和 33 年水海道市条例第 13 号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は公布の日から施行し、昭和 34 年度分の国民健康保険税から適用する。

中略

（平成 22 年度以降の国民健康保険税の減免の特例）

- 15 当分の間、平成 22 年度以降の第 23 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する者の国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

（新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例）

- 16 当分の間、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）~~（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）をいう。）~~の影響により第 23 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる者に該当する者であって、市長が必要と認めるものが国民健康保険税（令和 2 年度分及び令和 3 年度分及び令和 4 年度分の国民健康保険税であって、~~令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日~~令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（~~令和 3 年 2 月~~令和 4 年 2 月以前分の国民健康保険税を除く。）に限る。）の減免を受けようとする場合における同条第 2 項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

中略

附 則（令和 3 年条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 26 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の見出しの改正規定、第4条の見出しの改正規定、第6条の改正規定（「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る部分に限る。）、第23条第1号アの改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）、同条第2号アの改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）及び同条第3号アの改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）並びに第23条の2の改正規定（「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改める部分及び「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える部分に限る。）並びに附則第16項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の常総市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第16項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

## ◎議案第 18 号 財産の取得について

本市は、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に取り組むことを表明しております。ゼロカーボンシティに向けた主な取組みの中には、クリーンエネルギー自動車等の利用がございます。新たな交流拠点となる道の駅常総は、圏央道常総インターチェンジ付近、国道294号沿いに位置し、電気自動車を含む多くの道路利用者の立ち寄りが見込まれており、電気自動車の充電インフラ整備を図ることにより、脱炭素化に寄与することが必要であると考えます。

そのような中におきまして、利用者全てに安全で快適な道路交通環境を提供するとともに、電気自動車においても、充電のストレスがなく走行ができるよう急速充電器の整備を図るため、「道の駅常総電気自動車用急速充電器設置工事」の一般競争入札を行いました。

この電気自動車用急速充電器設置工事につきましては、満和電気工業株式会社、栗山電気株式会社、酒寄電気工業株式会社、三光電工株式会社、常伸電通システム株式会社、清宮電気株式会社、大勝電設株式会社の応札があり、清宮電気株式会社が3千3百30万8千円で落札したため、令和4年7月28日に同社と仮契約を締結いたしました。

この仮契約金額のうち、電気自動車用急速充電器の調達に係る金額は2千4百31万円となり、これは動産の買入れに該当することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものであります。



## 建設工事請負仮契約書

- 1 工 事 名 道の駅常総電気自動車用急速充電器設置工事
- 2 工 事 場 所 常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業  
施行地区内
- 3 工 期 議会の議決を得た日の翌日 から  
令和 4年12月23日 まで ( 日間)
- 4 請負代金額 ￥33,308,000-  
うち取引に係る消費税 ￥3,028,000-  
及び地方消費税の額
- 5 契約保証金 契約金額の1/10以上
- 6 支 払 条 件 前 金 払 : 請負代金額の40パーセント以内  
中間前払 : 請負代金額の20パーセント以内  
部 分 払 : 無  
残 額 : 竣工払

上記の工事について、発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。  
なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

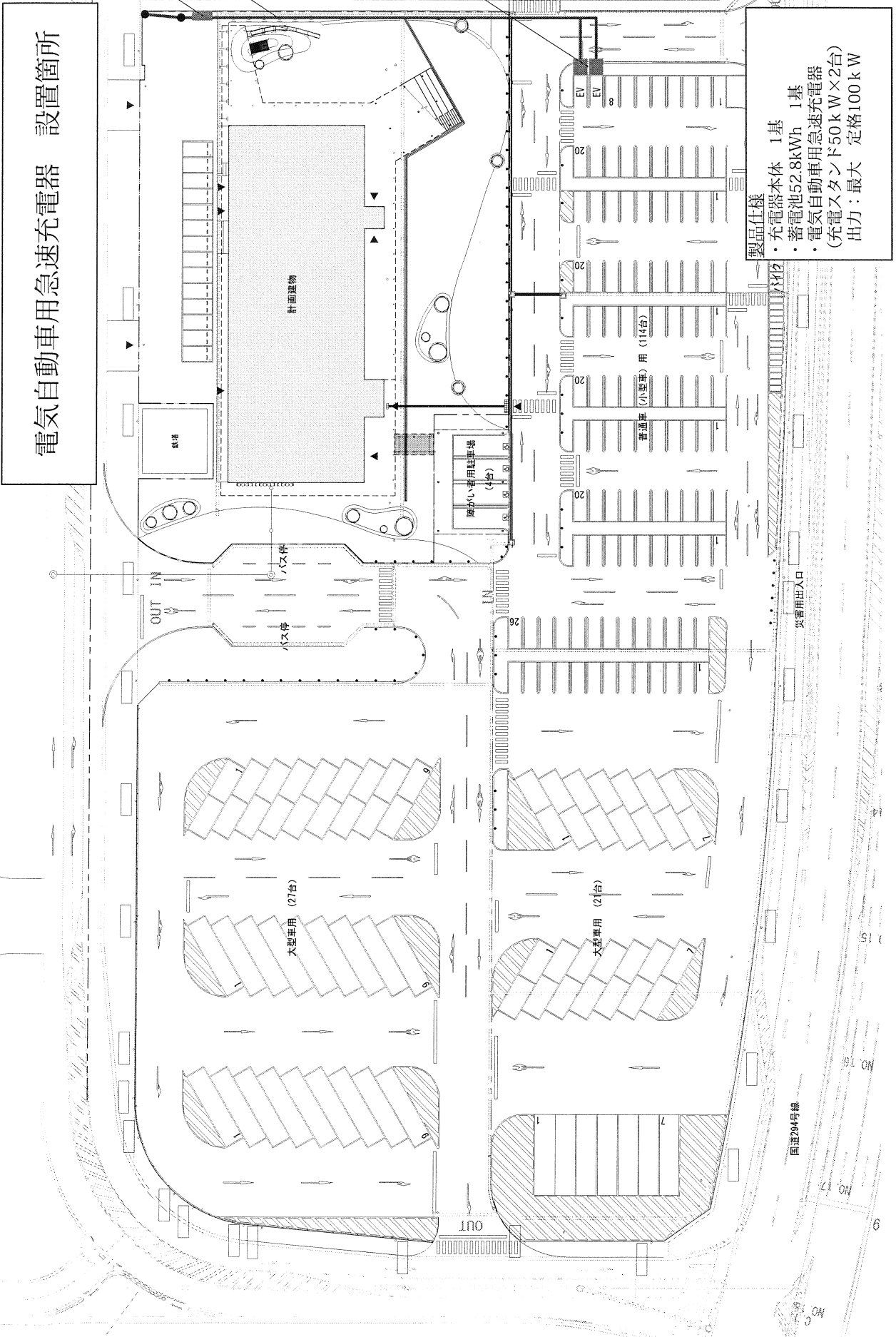
令和4年7月28日

発 注 者 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3  
常総市  
常総市長 神 達 岳 志



受 注 者 茨城県行方市西蓮寺580番地の1  
清宮電気株式会社  
代表取締役 清宮裕子

電気自動車用急速充電器 設置箇所



製品仕様  
 ・充電器本体 1基  
 ・蓄電池52.8kWh 1基  
 ・電気自動車用急速充電器 (充電スタンド50kW×2台)  
 出力：最大 定格100kW

充電器本体  
蓄電池

電源ケーブル

電気自動車用急速充電器  
設置予定箇所

計画建物

バス停

障害物

普通車 (小型車) 用 (14台)

大型車用 (27台)

大型車用 (27台)

EV

EV

国道294号線

災害用出入口